

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく以下の事務 1. 児童手当の受給資格者、配偶者の資格及び所得情報の確認 2. 届出書に関する確認 3. 支払い管理の確認 4. 公金受取口座情報の確認
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106・107の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42・125・141・161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市福祉部こども家庭課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		原則として、対象者からマイナンバーの提供を受けている。やむを得ず住基ネットで照会を行う際は、4情報による照会を厳守している。また、システム入力の際は、必要な情報のみを入力できる仕様としており、必ず作業者と別の者が確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、システム入力にあたっては、必要な項目のみを入力できる仕様となっており、作業者と別の者によるチェックを行うことにより、処理を完了させている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	こども課長 藤田 泰	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－1・2いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II－1・2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II－1・2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV－8監査	－	内部監査	事後	
令和5年3月1日	I－1－③システムの名称	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.サービス検索・電子申請機能	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.サービス検索・電子申請機能 5.申請管理システム	事後	
令和5年3月1日	I－3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一主務省令 第44条	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一主務省令 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	
令和5年3月1日	I－4－②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第26項・第30項・第87項 番号法別表第二主務省令 第19条・第44条 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号 別表第二 第74項・第75項 番号法別表第二主務省令 第40条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第26項・第30項・第87項・第106項 番号法別表第二主務省令 第19条・第44条・第53条 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号 別表第二 第74項・第75項 番号法別表第二主務省令 第40条・第40項の2	事後	
令和5年3月1日	I－5－①部署	福祉部 こども課	福祉部 こども家庭課	事後	
令和5年3月1日	I－8連絡先	四国中央市福祉部こども課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027	四国中央市福祉部こども家庭課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6027	事後	
令和5年3月1日	II－1・2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	I－3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 番号法別表第一主務省令 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	
令和7年12月1日	I－4－②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 别表第二 第26項・第30項・第87項・第106項 番号法別表第二主務省令 第19条・第44条・第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 别表第二 第74項・第75項 番号法別表第二主務省令 第40条・第40項の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106・107の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42・125・141・161の項	事後	
令和7年12月1日	II－1・2いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV－8人手を介在させる作業	－	対策は十分であると判断した根拠について、講じている対策を記載	事後	
令和7年12月1日	IV－11最も優先度が高いと考えられる対策	－	もっとも優先度が高いと考えられる対策[1]目的外の入手が行われるリスクへの対策対策は十分である判断の根拠を記載	事後	